

令和 6 年 8 月 8 日

お客さま各位

株式会社香川銀行
セルフうどん支店

「セルフうどん支店取引規定」改正のお知らせ

令和 6 年 8 月 22 日(木)以降、「セルフうどん支店取引規定」を一部改正いたしますので、下記のとおりお知らせします。改正日以前からお取引いただいているお客さまに対しても改正後の規定が適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 改正日

令和 6 年 8 月 22 日(木)

2. 新旧対照表

改正前	改正後
第 1 条 (省略)	第 1 条 (省略)
第 2 条 取引の開始	第 2 条 取引の開始
1. 本店と取引が行えるお客さまは、日本国内に居住する満 18 歳以上の個人の方に限らせていただきます。事業性の取引につきましては、ご利用になれません。	1. 本店と取引が行えるお客さまは、日本国内に居住する満 18 歳以上の個人の方(成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見監督人が選任された任意後見契約の委任者(以下、これらを総称して「成年後見制度利用者」といいます。)を除きます。)に限らせていただきます。事業性の取引、 <u>外国為替取引</u> につきましては、ご利用になれません。
2.～ 4. (省略)	2.～ 4. (省略)
5. 第 1 条に規定する取引は、お客さまが本規定を承認し、 <u>当行所定の申込書に必要事項を記入し、当行所定の必要書類を添えてお申込みになり、当行がこれを受領し、承認した場合に開始できるものとします。</u>	5. 第 1 条に規定する取引は、お客さまが本規定を承認し、 <u>当行所定の方法によりお申込みになり、当行がこれを受領し、承認した場合に開始できるものとします。</u>
6. (省略)	6. (省略)
第 3 条 ～ 第 16 条 (省略)	第 3 条 ～ 第 16 条 (省略)
第 17 条 支店取引の解約等	第 17 条 支店取引の解約等
1. (省略)	1. (省略)
2. お客さまが次の各号のいずれか一つにでも該当した場合は、当行はお客さまに事前に通知す	2. お客さまが次の各号のいずれか一つにでも該当した場合は、当行はお客さまに事前に通知す

ることなく、当店との全ての取引を直ちに解約することができるものとします。この解約によって生じた損害については、当行は一切責任を負いません。

(1) 本規定その他の当行が定めた各規定に違反したとき

(追加)

(2) 当行に支払うべき諸手数料の支払いがなかったとき

(3) 住所・連絡先変更の届出を怠る等、お客さまの責に帰すべき事由により当行にお客さまの所在が不明となったとき

(4) 支払いの停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立などがあったとき

(追加)

(5) お申込み時に虚偽の申告をしたとき

(6) 預金口座等の名義人によらず開設されたことが明らかになったとき

(7) お客さまが口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき

(8) お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

(ア) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(イ) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(ウ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(エ) 暴力団員等に対して資金等を提供し、また

ることなく、当店との全ての取引を直ちに解約することができるものとします。この解約によって生じた損害については、当行は一切責任を負いません。

(1) 本規定その他の当行が定めた各規定に違反したとき

(2) 当店との取引開始時に当行が送付するキャッシュカード等が、郵便不着、受取拒否等により当行に返却された場合

(3) 当行に支払うべき諸手数料の支払いがなかったとき

(4) 住所・連絡先変更の届出を怠る等、お客さまの責に帰すべき事由により当行にお客さまの所在が不明となったとき

(5) 支払いの停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立などがあったとき

(6) 成年後見制度利用者となった場合

(7) お申込み時に虚偽の申告をしたとき

(8) 預金口座等の名義人によらず開設されたことが明らかになったとき

(9) お客さまが口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき

(10) お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

(ア) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(イ) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(ウ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(エ) 暴力団員等に対して資金等を提供し、また

<p>は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>(オ) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p><u>(9)</u> お客さまが何人に対してするかを問わず、自らまたは第三者を利用して、次の各号にいずれか一にでも該当する行為をしたとき</p> <p>(ア) 暴力的な要求行為</p> <p>(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>(ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>(エ) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>(オ) その他前各号に準ずる行為</p> <p><u>(10)</u> 前各号のほか、解約を必要とする相当な事由が生じたとき</p> <p>3.～ 5. (省略)</p> <p>第 18 条～第 22 条 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">令和 4 年 4 月 1 日現在</p>	<p>は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>(オ) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p><u>(11)</u> お客さまが何人に対してするかを問わず、自らまたは第三者を利用して、次の各号にいずれか一にでも該当する行為をしたとき</p> <p>(ア) 暴力的な要求行為</p> <p>(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>(ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>(エ) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>(オ) その他前各号に準ずる行為</p> <p><u>(12)</u> 前各号のほか、解約を必要とする相当な事由が生じたとき</p> <p>3.～ 5. (省略)</p> <p>第 18 条～第 22 条 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">令和 6 年 8 月 22 日現在</p>
---	---

以上